

「函館ブランド確立による雇用創出・拡大プロジェクト」
地域再生協議会構成員

別表(第3条関係)

構 成 員	区 分	根拠規定
函館市	設置者(地方公共団体)	法第12条第2項第1号
株式会社みずほ銀行	地域再生支援貸付事業 を実施し、または実施す ると見込まれる者	法第12条第2項第3号
株式会社北海道銀行		
株式会社青森銀行		
株式会社みちのく銀行		
株式会社北陸銀行		
株式会社北洋銀行		
道南うみ街信用金庫		
渡島信用金庫		
函館商工信用組合		
株式会社商工組合中央金庫		
株式会社日本政策投資銀行		
北海道渡島総合振興局	事業の実施に関し密接 な関係を有する者	法第12条第3項第1号
函館商工会議所		
公益財団法人函館地域産業振興財団		
一般社団法人函館国際観光コンベンション協会		
連合北海道函館地区連合会		
公立はこだて未来大学		